

公立大学法人宮城大学内部質保証システム実施要綱

平成22年12月22日

第33回理事会

(趣旨)

第1条 この要綱は、公立大学法人宮城大学（以下「法人」という。）において、法人の業務を自主的かつ自主的に改善及び向上させていくための内部質保証システム（以下「内部質保証システム」という。）に関し、法令及び法人の規程等に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(PDCA サイクル)

第2条 内部質保証システムにおいては、次の各号に掲げる作業の繰り返し（以下「PDCAサイクル」という。）により、法人の大学業務の改善及び向上を図るものとする。

- 一 計画（P） 目標及び計画の策定又はその改定の作業
- 二 実施（D） 計画の実施及びその成果測定の作業
- 三 点検（C） 中間結果の点検及び実施方法等の改善措置の策定の作業
- 四 行為（A） 改善措置による計画の実施及びその成果測定の作業

2 一つのPDCAサイクルの期間が終了したときは、目標及び計画の達成度を評価し、この評価を次期の目標及び計画の策定に活かさなければならない。

(PDCA サイクルの種類)

第3条 内部質保証システムは、次の各号に掲げるPDCAサイクルにより構成し、その目的及び期間は当該各号に定めるとおりとする。

- 一 中期計画サイクル 法人の業務全般の改善及び向上，6年
- 二 年度計画サイクル 法人の業務全般の改善及び向上，1年
- 三 教員評価サイクル 教員活動の改善及び向上，1年
- 四 授業評価サイクル 学生の授業評価による教育の改善，1年
- 五 学生満足度サイクル 学生満足度調査による教育及び教育環境の改善，1年
- 六 FDサイクル 教員の集合研修による教育の改善及び向上，1年
- 七 SDサイクル 教職員等の集合研修による職務の改善，1年
- 八 アドミッションサイクル 学生の受入方法の改善，4～6年
- 九 カリキュラムサイクル 教育課程編成の改善，4～6年
- 十 ディプロマサイクル 授与学位の基準及び種類の改善，4～6年
- 十一 施設整備サイクル 施設及び備品の改修等，1年及び6年

(中期計画サイクル及び年度計画サイクル)

第4条 地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第26条及び第27号に定める中期計画及び年度計画の策定については、次のとおり行うものとする。

- 一 中期計画サイクル 中間の年度に中間の結果の点検を行い、これに基づき計画の実施方法の改善措置を講じること。
- 二 年度計画サイクル 年度の実施結果の点検を行い、これに基づき翌年度の計画の策定に反映させること。

第1編 組織運営 内部質保証システム実施要綱

(教員評価サイクル)

第5条 教員評価サイクルにおいては、教員評価が良好でなかった教員に対して、次年度に「教員活動改善計画」を提出させ、この計画を実施させるものとする。

(授業評価サイクル及び学生満足度サイクル)

第6条 学生の授業票及び学生満足度調査については、次のとおり行うものとする。

- 一 授業評価サイクル 平均評価が良好でない教育組織及び教員に対して、次年度に「授業改善計画」を提出させ、この計画を実施させること。
- 二 学生満足度サイクル 学生満足度が十分に高くない項目の責任者に対して、次年度に「改善計画」を提出させ、この計画を実施させること。

(FD サイクル及びSD サイクル)

第7条 教員集合研修及び教職員等集合研修については、次のとおり行うものとする。

- 一 FDサイクル 課題解決型研修の結果を踏まえて、各教育組織において、教育の内容及び方法に係る「改善目標及び改善計画」を提出させ、これを実施させること。
- 二 SDサイクル 課題解決型研修の結果を踏まえて、教職協働の観点から教育の内容及び方法に係る「改善目標及び改善計画」を提出させ、これを実施させること。

(教育ポリシーサイクル)

第8条 宮城大学教育ポリシーを構成するアドミッションポリシー、カリキュラムポリシー及びディプロマポリシーについては、次のとおり行うものとする。

- 一 アドミッションサイクル 入試実績（志願倍率、入試成績等）、入学者アンケート調査、GPAによる入学後の追跡調査等により、アドミッションポリシーに基づく学生受入結果を一定期間測定し、その分析結果に基づき、必要に応じてアドミッションポリシーを改定し、入試方法の改善及び改革を行うこと。
- 二 カリキュラムサイクル 学生満足度調査、GPAによる成績調査、社会調査等により、カリキュラムポリシーに基づく学習成果を一定期間測定し、その分析結果に基づき、必要に応じてカリキュラムポリシーを改定し、カリキュラムの全面的又は部分的な改正を行うこと。
- 三 ディプロマサイクル 就職状況調査、社会調査、志願状況調査等により、ディプロマポリシーに基づく各学位授与者に係る社会からのニーズ及び社会での活躍状況を一定期間測定し、その分析結果に基づき、必要に応じて単位授与及び学位授与の要件の改正、カリキュラム及び履修科目構成の改正、入試方法の改正並びに教育研修組織の再編及び改廃について検討し、これらを実施すること。

(施設整備サイクル)

第9条 施設設備サイクルについては、次のとおり行うものとする。

- 一 中・小規模改修及び備品整備 毎年の定期的な学内調査に基づき、改修及び整備の項目を整理するとともに、緊急度、効果等を検討し、優先度の高いものから実施すること。
- 二 大規模改修及び新規の建設 中期計画において施設整備計画を策定し、これを設置団体の宮城県に提出し、その出資又は補助金により実施すること。緊急度及び必要性の高いものについては、当該施設整備計画に計画のない場合であっても、同様とする。

第1編組織運営 内部質保証システム実施要綱

(PDCAサイクルの進行管理)

第10条 内部質保証システムの進行管理は、評価委員会が行う。

(PDCAサイクルの実行)

第11条 担当理事、副学長、学群長、基盤教育群長、研究科長、事務局長、センター長等は、PDCAサイクルの実行責任者として、必要に応じて、関係する組織の議を踏まえて、計画（P）、実施（D）、点検（C）及び行為（A）に当たるものとする。

(理事長の面談)

第12条 理事長は、教員評価サイクル及び授業評価サイクルにおいて改善計画提出の対象となった教員について、必要に応じて、直接本人と面談し、改善計画の実施を指示することができる。

(達成度評価)

第13条 一つのPDCAサイクルの期間が終了したときは、別に定めのある場合を除き、理事長が目標及び計画の達成度を評価するものとする。

(委任)

第14条 この規程に定めるもののほか、内部質保証システムに関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則

この実施要綱は、平成23年1月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

(学部に係る経過措置)

2 この要綱の施行の日から学部在籍する者が当該学部在籍しなくなる日の属する年度の末日までの間における改正後の公立大学法人宮城大学内部質保証システム実施要綱第11条の規定の適用については、「学群長」とあるのは、「学群長、学部長」と読み替えるものとする。

附 則

この実施要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この実施要綱は、平成31年4月1日から施行する。